

7月は障害基礎年金の現況届提出月です！

対象者 障害基礎年金の受給者で

■20歳前に初診日のある障がいにより年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2桁が63の人) 例:年金コード「6350」

■旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2桁が26の人) 例:年金コード「2650」

提出期限 **7月31日(火)**

提出先 健康推進課または各支所市民生活課

対象者には、日本年金機構から7月上旬までに「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し提出期限までに必ず提出してください。

なお、現況届に併せて診断書が必要な場合には、現況届欄のある診断書が送られてきますので、医師に記入してもらい期限までに提出してください。

※疾病によっては、レントゲンフィルムや心電図などが必要になることがあります。

※自分で記入できない場合は、代理の人が受給権者の欄などを漏れなく記入し、「代理人署名欄」に代筆者の氏名・住所などを記入してください。

国民年金保険料の支払いに困ったら…

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などで障がいを負ったとき障害基礎年金の受給資格を確保できます。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

②納付猶予申請

50歳未満の人(学生を除く)で、本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生などで、学生納付特例を受け

注意 次のいずれかに該当する人は、現況届を提出する必要はありませんので、現況届は送付されません。

①上記の年金を受け始めてから1年以内の人

②年金が全額支給停止となっている人

③障害基礎年金額が障がいの程度が変わったことにより改定されてから1年以内の人



ようとする年度の前年の所得が基準以下または失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※①の免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の額が増額されますが、②③の納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金の額は増額されません。

※この制度を利用すると、付加年金と国民年金基金は利用できませんのでご注意ください。また、付加年金と国民年金基金は、過去にさかのぼって加入できません。

「保険料の追納制度」をご存知ですか

免除を受けた期間や納付猶予期間および学生納付特例期間の保険料は、10年までさかのぼって保険料を納付できます。満額の老齢基礎年金を受け取るために、生活に余裕ができたときには納めるようにしましょう。

ただし、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額が付くので早めに追納することをお勧めします。

国保税の納税義務者は世帯主です。加入者一人一人が納税義務者ではありません。世帯主が国保の加入者ではなくても、家族の中に国保の加入者がいるときは納税の義務を負うことになります。国保の加入者ではない世帯主を「擬制世帯主」といいます。

納税通知書などは全て世帯主宛てに届きます。

納税義務者

国民健康保険税(以下「国保税」)は、皆さんが病気やけがなどで保険証を使って病院にかかるときに必要な医療費の大切な財源です。

国保税は、国保加入者につき算定した医療給付費分の保険税(以下「医療分」と後期高齢者支援金分の保険税(以下「支援金分」)、そして国保加入者のうち40歳から64歳の人(以下「第2号被保険者」)につき算定した介護納付金分の保険税(以下「介護分」)の合算額となります。

※税額＝医療分＋支援金分＋介護分(40歳～64歳)

区 分	医療分	支援金分	介護分
所得割 (前年中の所得に応じて)	8.0%	2.5%	2.0%
均等割 (加入者1人当たり)	28,000円	7,800円	10,000円
平等割 (1世帯当たり)	25,000円	7,500円	7,000円
課税限度額	580,000円	190,000円	160,000円



倒産・解雇・雇止めなど、非自発的な理由によって離職した人は、国保税が軽減される制度があります。

対象者 次の要件全てに該当する人▼平成21年3月31日以降に離職した人▼雇用保険の特定受給資格者、または特定理由離職者▼ハローワークが交付した雇用保険受給資格者証(離職コードが11、12、21、23、31、34のいずれかに該当していること)をお持ちの人・離職日時点で65歳未満の人

※雇用保険特例受給資格者証や雇用保険高年齢受給資格者証をお持ちの人は対象外です。

非自発的失業者に対する国保税の軽減

所得が一定基準以下の場合、均等割、平等割についての、7割・5割・2割の軽減措置があります。

所得申告をしていない場合は、軽減の対象になりませんのでご注意ください。

国保税の納期限

普通徴収(納付書または口座振替)の人は、年間の税額を8期に分けて支払っていただきます。7月に納税通知書を送ります。納付書で納める人には1年間分の納付書を送付しますので、納期ごとにお支払いください。口座振替の人は毎月25日ごろ口座から引き落とされます。

特別徴収(年金天引き)の人(65歳以上75歳未満のみの世帯で一定の条件を満たす人)は、年金から天引きとなりますが、申し出により普通徴収(口座振替)への変更もできます。

※国保税に未納がある場合を除きます。

普通徴収の人の納期			
第1期	7月31日(火)	第5期	11月30日(金)
第2期	8月31日(金)	第6期	12月25日(火)
第3期	10月1日(月)	第7期	平成31年1月31日(木)
第4期	10月31日(水)	第8期	2月28日(木)

特別徴収の人の納期			
仮徴収	4月	本徴収	10月
	6月		12月
	8月		平成31年2月



平成30年度 国民健康保険税

問い合わせ先
健康推進課国民健康保険係
☎0968(25)7218

平成30年度の税率など

軽減適用

軽減内容 非自発的失業者本人の前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。

※前年中の所得が確定していない場合は軽減できません。

軽減期間 離職日翌日の月から、その月の年度の翌年度末までの期間

※職場の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

申請に必要なもの ▼雇用保険受給資格者証▼印かん

申請場所 健康推進課、各支所市民生活課